

令和8年度赤い羽根共同募金による
令和9年度「みんなの募金で福祉事業」実施要領

社会福祉法人岩手県共同募金会奥州市共同募金委員会

1 目 的

この事業は、地域共生社会の実現のため、奥州市において市民の善意や互助の力により、生活課題の解決を試みる地域福祉活動の支援を目的とします。

2 助成金額と実施スケジュール

- (1) 助成金額：1 団体につき 上限 10 万円（総事業費の 90%以内、千円未満切捨て）
- (2) 助成総額：150 万円以内（予定）
- (3) 事業実施期間：令和9年4月1日～令和10年3月31日
- (4) 申請受付期間：令和8年8月27日(木)～令和8年11月13日(金) 必着
- (5) 審査結果通知：令和9年4月下旬（予定）

3 助成対象団体

以下の(1)～(10)の条件をすべて満たす団体が対象です。

- (1) 次のいずれかに該当する団体

ア. 振興会、自治会、町内会、任意の住民グループ

※地域セーフティネット会議、老人クラブ・青年会などの下部組織は除きます。

イ. 福祉団体

（法定単位以上の民生児童委員協議会、地域単位の老人クラブ・母子寡婦福祉協会・身体障害者福祉会など）

※「地域単位」とは、水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川の各地域を指します。

ウ. ボランティア団体、市民活動団体、NPO 法人

- (2) 市内に活動拠点があり、メンバーの半数以上が市内に在住または在勤していること。
- (3) 共同募金運動に理解があり、令和9年度の街頭募金活動に協力できること。
- (4) 将来にわたり、継続して活動する見込みがあること。
- (5) 営利を目的としない、公益的な活動であること。
- (6) 特定の個人・企業・政党・宗教団体から独立して運営されていること。
- (7) 定款や会則（それに準じるもの）が整備されていること。
- (8) 令和8年度に当助成及び岩手県共同募金会が実施している「福祉のまちづくり支援事業」の助成を受けていないこと。
- (9) 令和9年度に同一の内容で他の助成事業へ決定または内定していないこと。
- (10) 過去に同一の事業内容で当助成を受けていないこと。

4 対象活動

- (1) 対象内容

高齢者、障がい児・者、子ども、子育て世代など、住民同士の助け合いを促進する活動や仕組みづくりを重視します。

＜対象となる福祉活動と具体的な経費の例＞

対象となる活動例
① 交流サロン（居場所）づくり ・世代間交流、空き家や福祉施設を活用したサロン活動 ・地域の担い手を育てるための研修会 ・困りごとを抱える人の勧誘（広報・訪問） ・マンネリ化を防ぐ新しい企画の実施など
② 地域で困っている世帯の手助け ・地域や近隣による買い物支援、代行 ・定期的なゴミ出し、除雪、家事支援など
③ 平常時・災害時の地域見守り ・要援護者の安否確認を兼ねた防災訓練など
④ 地域における子育て支援 ・子育てサロン、集いの場の創設 ・「子ども食堂」や「学習支援」の実施など
⑤ 障がい児・者の社会参加 ・障がいへの理解を深める啓発活動 ・地域交流、当事者同士の交流イベント開催など
⑥ 児童生徒・若者の地域貢献、ボランティア ・地域貢献、地域活性化に関するイベントの開催 ・ボランティア活動など

対象となる経費の例
① 備品費 ・高齢者や障がい者と、地域住民の交流を促進するための活動に使用する椅子、テーブル、手すり等 ・子育て支援や障がい児・者の交流事業、イベント等で使う備品 ・学習支援で使う机やホワイトボードなど ・視覚障がい者への点訳・朗読、ろうあ者への要約・手話などのボランティア活動や福祉事業など、障がい者の日常生活を支援する活動のために必要な備品 ・防災、減災備品や、災害時の避難支援に関わる共有備品 ・ボランティア活動で使用する道具類
② 消耗品費 ・事業に要するコピー用紙、封筒、文房具など
③ 印刷製本費 ・イベント用ポスターや子ども食堂の開催告知・活動に必要なボランティア募集のためのチラシなど、事業に要する印刷代、冊子の外注代 ・見守りマップや安否確認マニュアルなどのコピー代 ・写真現像代など

④ 広告料 ・ 広報、周知のための新聞、ラジオ等への広告料など
⑤ 諸謝金 ・ イベントや研修会に招く外部講師への謝礼 ※申請団体所属の会員等を除く。専門的な技能・知識を有する指導者、講師等に対する謝金で社会通念上の相当額であること。（団体の支給規程、相手方からの見積書、他の団体等の支給実績がある場合は添付すること。）
⑥ 旅費 ・ 講師の交通費や宿泊費 ※申請団体所属の会員等を除く。交通費、宿泊費は実費を限度とする。
⑦ 食料費 ・ 外部講師に限り、講師の弁当・お茶代（1人1,000円以内）
⑧ 手数料 ・ 振込手数料など
⑨ 保険料 ・ 参加者、スタッフに対する保険料など
⑩ 通信運搬費 ・ 支援活動の連絡調整にかかる郵券代、メール便代などの通信費
⑪ 使用料及び賃借料 ・ 研修会やサロン、イベント等の会場使用料、物品使用料、各種リース代など
⑫ 原材料費 ・ 木材など作業費のうちの原材料費 ※2社以上の見積もり合わせを行うこと。競争入札、見積り合わせが困難な場合は、理由書を添付すること。
⑬ その他 ・ 上記以外で事業の実施に必要であると会長が認めるもの

5 対象外の例

【活動】 基本的に、「既存事業の流用」「営利・特定の趣味・身内の集まり」「施設の維持目的に該当するものは対象外となります。

- (1) 公的機関等から受託・補助を受けて従来から取り組んでいる事業への振り替え
- (2) 商店街や農産業等の営利・産業振興、スポーツ振興、環境整備
- (3) スポーツ少年団、学童クラブ、およびそれに準じる活動
- (4) 家族・親族のみの活動、友人・知人・親族同士の旅行
- (5) 同一メンバーで団体名を変えただけの活動
- (6) 慰安目的の日帰り旅行、被災地での視察・研修、買い物目的の事業
- (7) 神社仏閣での祭礼、およびそれに準じる活動
- (8) 施設の維持管理経費、または備品の整備購入を主目的とするもの

【経費】 主に「公的資金の二重受け取り」「団体の通常運営費・親睦費」「使途不明・地域福祉活動に直接関係しないもの」が対象外となります。

- (1) 公的資金（国・県・市の委託金、補助金、助成金等）が主たる財源である事業・活動に必要な機器
- (2) 公立施設（指定管理含む）、社会福祉施設・事業所、就労継続支援事業所等の事業・活動に必要な機器
- (3) 会員・構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器、その他事業に直接関係のない機器
- (4) 除雪機、ユニフォーム等
- (5) 地域づくりに必要と認められない家電製品等

6 選考にあたって重視する点

- (1) 奥州市内の地域コミュニティ活性化を支援する事業であり、単に備品を整備することが目的ではなく、共同募金の趣旨に沿う住民同士の助け合いを促進する活動や仕組みづくりであるか。
- (2) さまざまな人たちの参加と協力が得られており、住民参加による地域福祉の推進が行われているか。
- (3) 団体の自立や発展につながる工夫が取り入れられているか。
- (4) 実施する活動の目的が明確になっており、責任者、メンバー、その他関係者で共有できているか。
- (5) 団体代表と事務局及び会計担当が決まっており、活動を実施・報告する体制があるか。

7 応募方法

- (1) 「助成申請書（様式1）」※申請者と担当者は重複しないようお願いします。
- (2) 団体概況
 - ア 定款、会則等（又はそれに準じるもの）
 - イ 令和7年度事業報告書及び決算書
 - ウ 令和8年度事業計画書及び予算書
 - エ 団体の活動内容が分かる資料（会報、機関紙、パンフレット等）
- (3) 助成事業計画
 - ア 見積書の写し（2か所以上）※インターネットサイト画面は不可
 - ・購入見積りは地域活性化の観点から、できるだけ市内の商店の利用を検討すること。
 - イ 購入物品のカタログ等（内容が分かるもの）
- (4) その他本会が特に必要とする関係書類

8 審査

本会審査委員会（申請団体の出席と説明を求める場合がある。）による仮決定を経て、岩手県共同募金会配分委員会及び理事会・評議員会において審査を行う。

9 助成決定後の流れ

- (1) 岩手県共同募金会の決定により、本会より結果を通知する。
- (2) 決定通知後、団体は速やかに「助成金交付申請書（様式2）」を本会に提出する。
- (3) 助成金は前払いとし、団体名義の預貯金口座へ送金をする。その後、当該事業を実施するものとする。
- (4) 参加者や配布物に「共同募金による助成事業」であることを周知・明記すること。

- (5) 回覧板や会報、団体ホームページ及び新聞などへの掲載により、積極的に地域住民へ周知すること。
- (6) 事業完了後 1 ヶ月以内に「完了報告書（様式 4）」により事業成果を本会へ報告すること。

10 事業内容の変更

助成決定後にやむを得ず事業内容を変更する必要がある場合は、「計画変更申請書（様式 3）」を本会に提出し、本会の承認を受けなければならない。

11 助成の取消し

虚偽・不正があった場合、申請内容以外に使用した場合、交付決定前に事業に着手した場合、事前承認なしに事業内容を変更した場合、年度内に事業を実施しなかった場合、本会が不適当と認めた場合は、助成が取り消され、全額返還となります。

12 書類提出先及び問合せ先

書類提出やご不明な点は最寄りの本会地区事務所へ問い合わせ願います。

- (1) 水沢地区事務所（市社協水沢支所内）
〒023-0851 奥州市水沢南町 5-12 TEL 25-6025
- (2) 江刺地区事務所（市社協江刺支所内）
〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂下惣田 290-1 TEL 35-8081
- (3) 前沢地区事務所（市社協前沢支所内）
〒029-4208 奥州市前沢字立石 180-1 TEL 56-2148
- (4) 胆沢地区事務所（市社協胆沢支所内）
〒023-0401 奥州市胆沢南都田字石行 30-1 TEL 46-3111
- (5) 衣川地区事務所（市社協衣川支所内）
〒029-4332 奥州市衣川古戸 53-1 TEL 52-3144

【社会福祉法人岩手県共同募金会奥州市共同募金委員会本部】

〒023-0851 奥州市水沢南町 5 番 12 号（奥州市総合福祉センター内）
TEL 0197-25-6158 FAX 0197-25-6690
Eメール：kyoubo-o@oshu-shakyo.jp